



# 佐賀県公報

平成17年  
8月3日  
(水曜日)  
第12638号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

- 公有水面埋立ての出願 (四一八・農山漁村課) 一
- 道路の区域の変更 (四一九・道路課) 二
- 〃 (四二〇・〃) 三
- 公 告
- 伊万里市営土地改良事業西八谷礪地区土地改良事業施工同意 (農地整備課) 三
- 中村地区換地計画決定 (〃) 三

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第四百十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、出願に係る書面及び関係図書を平成十七年八月三日から八月二十三日まで佐賀県農山漁村課、唐津土木事務所及び玄海町役場において縦覧に供する。

なお、当該埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに佐賀県知事に対して当該埋立てについての意見書を提出することができる。

平成十七年八月三日

佐賀県知事 古 川 康

一 免許を受けようとする者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦三百四十八番地

(二) 名称 玄海町

(三) 代表者の氏名 玄海町長 寺田 司

二 埋立区域及び面積

- (一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字野崎五一八二番八、五一八二番一二及び町道外津二号線の地先公有水面
- (二) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑤⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑤⑩の地点とを結ぶ春分の満潮位(DL+十二・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串地内に設置された四等三角点(北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五二分二四秒)から二一六度三五分四六秒八七五・六四メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三五三度〇一分一五秒二六・四六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三五一度〇〇分四四秒一二・六八メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三四九度五六分五六秒二〇・一五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三四九度二五分二七秒二・八一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三四九度二五分一四秒七・八九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三五〇度五二分三八秒八・八七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から八二度〇八分三九秒〇・七九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三五二度二八分五三秒一・八九メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二六二度二六分三五秒一・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三五三度〇〇分五一秒二・五〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から八三度二四分二六秒八・二一メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三五五度一分二〇秒一一・九三メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三五七度二三分三七秒三・三八メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から〇度四四分〇九秒一九・五四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三度五四分四七秒二・二七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から四度二四分一五秒八・二一メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から四度一六分四九秒九・五四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一度一二分一六秒二・九五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一度一二分一三秒一三・一八メートルの地点

①の地点	②0の地点から三五三度三九分四四秒一五・〇三メートルの地点
②の地点	②1の地点から三四四度五八分〇〇秒一・〇九メートルの地点
③の地点	②2の地点から三四〇度一八分一四秒一〇・六〇メートルの地点
④の地点	②3の地点から六六度一五分一五秒〇・五六メートルの地点
⑤の地点	②4の地点から三三七度〇七分三五秒二・五〇メートルの地点
⑥の地点	②5の地点から二四六度二分一九秒〇・九七メートルの地点
⑦の地点	②6の地点から三三六度四八分一六秒四・九九メートルの地点
⑧の地点	②7の地点から六六度一〇分二五秒〇・九八メートルの地点
⑨の地点	②8の地点から三三六度三〇分〇二秒二・五〇メートルの地点
⑩の地点	②9の地点から二四六度二分二一秒〇・六五メートルの地点
⑪の地点	③0の地点から三三三度五七分一五秒四・九八メートルの地点
⑫の地点	③1の地点から三三五度三九分五一秒一〇・六九メートルの地点
⑬の地点	③2の地点から三三五度三九分一〇秒三・七二メートルの地点
⑭の地点	③3の地点から三三四度五二分三六秒一九・一七メートルの地点
⑮の地点	③4の地点から六三度〇五分四八秒〇・八三メートルの地点
⑯の地点	③5の地点から三三三度三五分五九秒二・八〇メートルの地点
⑰の地点	③6の地点から二四三度〇三分〇二秒一・〇〇メートルの地点
⑱の地点	③7の地点から三三二度五三分四九秒五・〇〇メートルの地点
⑲の地点	③8の地点から六三度〇三分〇二秒一・〇〇メートルの地点
⑳の地点	③9の地点から三三二度一分四〇秒二・五〇メートルの地点
㉑の地点	④0の地点から二四三度〇七分一三秒〇・八一メートルの地点
㉒の地点	④1の地点から三三一度三六分五一秒三・五六メートルの地点
㉓の地点	④2の地点から三三〇度三九分二四秒七・三九メートルの地点
㉔の地点	④3の地点から三二九度〇九分五三秒一九・八〇メートルの地点
㉕の地点	④4の地点から三二八度四二分二九秒二〇・二九メートルの地点
㉖の地点	④5の地点から三二八度四二分三五秒八・一二メートルの地点
㉗の地点	④6の地点から三二八度四二分二二秒一〇・七七メートルの地点

④8の地点 ④7の地点から三三八度四二分三六秒四・一八メートルの地点

④9の地点 ④8の地点から三二八度四二分三五秒三・一〇メートルの地点

⑤0の地点 ④9の地点から三三八度四一分二六秒一・九九メートルの地点

(三) 面積 一八五六・四一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字野崎五一八二番八、五一八二番一二及び町道外津二号線の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結ぶ春分の満潮位(DL+二・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串地内に設置された四等三角点(北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五二分二四秒)から二一六度〇八分四二秒八八二・二一メートルの地点

②の地点 ①の地点から八四度二八分一七秒五〇・〇三メートルの地点

③の地点 ②の地点から三五四度〇九分三四秒一三四・六七メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五四度〇九分三五秒六〇・七八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三三九度三四分三七秒四九・四六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三二八度四二分二六秒八四・七八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二八度四二分三一秒二四・三二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三三八度四二分三九秒五八・六七メートルの地点

(三) 面積 一九三九〇・三五平方メートル

四 埋立て地の用途 公衆用道路

五 出願年月日 平成十七年六月二十九日

●佐賀県告示第四百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月三日から平成十七年九月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 三三三三号	唐津市浜玉町五反田字水車二四 八一番一地从先から	前	後	四六・二 〃 一一・五	一一二〇・〇
		唐津市浜玉町五反田字水車二四 五〇番一地从先まで	唐津市浜玉町五反田字水車二四 一〇三八・一		
一般国道 五〇番一地从先まで	唐津市浜玉町五反田字水車二四 八一番一地从先から	前	後	一三・五 〃 六・五	九九五・一
		唐津市浜玉町五反田字水車二四 五〇番一地从先まで	唐津市浜玉町五反田字水車二四		

●佐賀県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月三日から平成十七年九月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二二七 番五地先から	前	後	二二・四 〃 九・四	二四六・八
		唐津市浜玉町浜崎字東町八八八 番一地从先まで	唐津市浜玉町浜崎字東町八八八 番一地从先まで		

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年7月25日伊万里市営土地改良事業（基盤整備促進 区画整理）西八谷賜地区の施行に同意した。

平成17年8月3日

佐賀県知事 古川 康

大良町長 百武豊から認可申請の大良町営土地改良事業（基盤整備促進）中村地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

平成17年8月3日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

大良町営土地改良事業（基盤整備促進）中村地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年8月4日から平成17年8月31日まで  
3 縦覧の場所  
太良町役場

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷